

平成21年11月24日

「共通印鑑」についてのお知らせ

八幡信用金庫

毎度格別のお引立てをいただきありがとうございます。

当金庫では、お客様の預金お届け印鑑について平成21年12月1日より「共通印鑑制度」を導入いたします。

この制度は、お客様に当金庫との預金取引に使用する印鑑を登録していただき、登録印鑑が全ての預金共通の届出印鑑となるものです。

この制度により、これまでのように、お預入れの都度お客様にお願いしていた印鑑登録手続きが簡略化され、ご利用が一層便利になります。

何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは、当金庫窓口または営業担当者にお問い合わせ下さい。

以上

八幡信用金庫 御中		共通印鑑届		店番	顧客番号
お届出日	2 / 12 / 2009	<small>貴金庫との預金取引に使用する印鑑を別に定める場合を除き下記のとおりお届けいたします。</small>			
おところ	〒570-1428 郡上市八幡町新町961番地			個別口座	科目
フリガナ	ハチシン タロウ			お届印	捺印
おなまえ	八信 太郎			印	捺印
	(生年月日[設立年月日] 明大 平成20年 / 月 / 日)				
世帯主	本人	お勤め先 (ご職業)	八幡産業株	性別	変更事項(該当区分に○をつける)
お電話	(0575-65-〇〇〇〇)	お電話	0505-65-〇〇〇〇	男	1.印鑑 2.住所 3.名義 4.()
				女	